

○双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成4年3月17日

告示第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、町の発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

2 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事（別記）の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として工事毎に結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を補完し、又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の工事種別ごとに当該各号に定める金額以上のものとする。

- (1) 一般土木工事 3億円
- (2) 建築工事 5億円
- (3) 電気設備工事、暖冷房衛生設備工事 2億円
- (4) その他の工事 2億円

2 前項に掲げるもののほか、設計金額が同項各号に定める額の80%以上で、かつ、

特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を確保するため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の要件)

第6条 対象工事について一般競争入札方式により発注する場合には、特定建設工事共同体のすべての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)

第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和62年双葉町訓令第1号。以下「要綱」という。)第11条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) その他必要に応じて定める要件

2 対象工事について指名競争入札方式により発注する場合には、特定建設工事共同体のすべての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 対象工事に係る工事種別について、双葉町における建設工事入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 要綱第11条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) その他必要に応じて定める要件

(構成員の組合せ)

第7条 対象工事について一般競争入札方式により発注する場合には、特定建設工事共同企業体構成員の組合せは、前条第1項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

(1) 施工実績

ア 代表者にあつては、同種工事について、元請としての実績を有すること。

イ その他の構成員にあつては、同種工事の一部の工種を含む工事について元請

としての施工実績があり、又は同種工事について下請けとしての施工実績を有すること。（別表第1）

（2） その他必要に応じて定める要件

2 対象工事について指名競争入札方式により発注する場合においては、特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、前条第2項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

（1） 等級別格付区分が設けられている工事種別にあつては、原則として最上位の等級に格付けされている者によるものとする。ただし、工事種別が一般土木工事の場合には、最上位の等級に格付けされている者と第2順位に格付けされている者との組合せによることができるものとする。なお、等級別格付区分が設けられていない工事種別にあつては、経営事項審査結果の総合評点が一定の点数以上の者のうち、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保することができると思われる者による組合せとすること。

（2） 施工実績

ア 代表者にあつては、同種工事について、元請としての実績を有すること。

イ その他の構成員にあつては、同種工事の一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、又は同種工事について下請としての施工実績を有すること。（別表第1）

（3） 県内に主たる営業所（建設業を含む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいう。）を有する者1社以上とする。

（代表者）

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。

（出資割合）

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号に定める割合以上であるものとする。

（1） 2社の場合 30パーセント

(2) 3社の場合 20パーセント

(公告)

第10条 対象工事について特定建設工事共同企業体により施工させることとした場合には、町長は必要事項を公告するものとする。

(入札参加資格確認申請等)

第11条 対象工事の一般競争入札に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事企業体を結成し、指定された期日までに次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(「双葉町一般競争入札実施要領」に定める第3号様式)

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(第1号様式)

(3) 特定建設工事共同企業体協定書(第2号様式に準じる。)の写し

(4) その他必要に応じて定める要件を確認するための資料

2 対象工事の指名競争入札に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事企業体を結成し、指定された期日までに次の掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書(「双葉町を発注者として指名競争入札の方法により工事又は製造の請負、物品の買入、その他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期、並びに当該申請に必要な書類等の指定」(昭和62年双葉町告示第1号)に定める第1号様式)

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(第1号様式)

(3) 特定建設工事共同企業体協定書(第2号様式に準じる。)の写し

(4) その他必要に応じて定める要件を確認するための資料

(共同企業体数が不足する場合)

第12条 入札参加資格が承認された特定建設工事共同企業体の数が、双葉町財務規則(昭和61年双葉町規則第1号)第123条第1項に規定する数に満たない場合で、適正な指名競争入札が確保されないと認められるときは、第10条から前条ま

での手続きを経て補充するものとする。

(解散の時期)

第13条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第14条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、等級別格付区分がなされている工事種別にあつては、格付けされた等級に対応する設計金額、及び当該共同企業体の各構成員が格付けされた等級のうち上位の等級に対応する設計金額のものとする。

(構成員の数)

第15条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合においては、5社までとすることができるものとする。

(構成員の要件)

第16条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 入札参加を申請する業種（以下「入札申請業種」という。）に対応する建設業法の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する要件を満たしていること。

(3) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主

任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

(構成員の組合せ)

第17条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、前条の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 等級別格付区分が設けられている工事種別にあつては、最上位の等級に格付されている者同士の組合せ、又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付されている者の組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位の等級となるものであること。ただし、工事種別が一般土木工事の場合には、最上位又は第2順位の等級に格付けされている者と第3位以上の等級に格付けされている者との組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付けが最上位又は第2順位の等級となるものであること。

(2) 構成員の過半数が県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内業者」という。）であること。

(代表者)

第18条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。ただし、最小の出資者の出資割合について、当該共同企業体の構成員数が4社又は5社の場合には、次の各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 4社 15%

(2) 5社 10%

(出資割合)

第19条 経常建設共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

(入札参加資格審査申請)

第20条 経常建設共同企業体は、指名競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、入札参加資格告示第8の規定に基づき申請書等を町長に提出し、資格の審査

を受けるものとする。

- 2 1の建設業者が前項の規定により指名競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

(協定書)

第21条 前条第1項の規定により提出する、申請書に添付する経常建設共同企業体協定書は、第3号様式に準じて作成するものとする。

第4章 雑則

(特定建設業の許可の有無)

第22条 共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(構成表等の提出)

第23条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第4号様式に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体構成表を、町長に提出するものとする。

- 2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第24条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

- 2 共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、当該工事の契約権者は、残存構成員からの新規加入承認申請書（第6号様式）に基づき、あらたな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和62年双葉町訓令第3号）は、

廃止する。

附 則（平成 9 年告示第 6 号）

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、既に結成している共同企業体については従前の例によることができるものとする。

附 則（平成 2 1 年要綱第 8 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別記（第 2 条第 2 項関係）

「大規模かつ技術的難度の高い工事」の例

- 1 トンネル工事
 - （１） 大規模なもの
 - （２） 掘削方式がナトム工法、薬注工法等特殊な工法となるもの
- 2 橋梁工事
 - （１） 大規模なもの
 - （２） 構造、工法等に特殊性が認められるもの
- 3 建築工事
 - （１） 大規模なもの
 - （２） 用途、工法等に特殊性が認められるもの
- 4 設備工事
 - （１） 大規模なもの
 - （２） 特別高圧受電設備、空調設備等で高度な技術を要するもの
- 5 ダム工事
大規模な本体工事
- 6 下水道工事
 - （１） 処理場に係る大規模な一般土木工事
 - （２） 大規模な管渠工事で、シールド工法、泥水推進工法等特殊な工法を用いるもの
- 7 上水道工事又は工業用水工事

- (1) 浄水場に係る大規模な一般土木工事
- (2) 大規模な管渠工事で、シールド工法、泥水推進工法等特殊な工法を用いるもの

8 用地造成工事

- (1) 大規模なもの
- (2) 地滑り、軟弱地盤等により特殊な工法を用いるもの

9 その他

特殊な構造、工法等で町長が特定建設工事共同企業体に施工させることが適当と認めるもの

別表第1（第7条第1項第1号イ・第2項第2号イ関係）

当該工事を構成する一部の工種及び同種の工事一覧表

当該工事の例	当該工事を構成する工種の例	当該工事を構成する一部の工種を含む工事の例（元請としての実績が必要）	当該工事と同種の工事の例（下請としての実績でも可）
道路工事	土工 舗装 道路構造物工	宅造工事、運動場工事、ほ 場整備工事 擁壁工事	・道路一般の工事であって、技術的内容が類似するもの ・道路築堤工事
橋梁工事	下部工 基礎工 く体工 上部工 床板工 本体（け	堰工事、埠頭、岸壁工事 水門工事、鉄塔工事、水道橋工事	・道路、鉄道等橋梁一般の工事であって、技術的内容が類似するもの ・建築鉄骨工事は別種工事

	た) 工		
トンネル 工事	掘削工 支保工 まきたて工	共同溝工事、地下発電所工 事	・ 地中掘削工事であって地盤、土 質等に係る技術的条件が類似す るもの
排水機場 工事	基礎工 門扉制作・据 付工 排水ポンプ 製作・据付工	下水道等中継ポンプ場工事	・ 揚排水機場一般の工事
終末処理 場（土木工 事）	掘削工 水槽築造工	ビル地下工事	・ 浄水場工事
建築工事	基礎工事 く体工事 内外装工事	各種建築工事	・ 建築一般の工事 ・ 鋼構造の中高層建築工事は、そ の技術内容に応じ超高層建築工 事と同種工事とみなし得る場合 もある。 その場合、軽量鉄骨造工事等 は、超高層建築工事とは同種と みなされない。
建築設備 工事	電気工事 重電機工 事 弱電機工 事	プラントにおける設備工事	・ 設備一般の工事

	機械工事 空調工事 衛生工事		
--	----------------------	--	--

第1号様式(第11条第1項第2号・第2項第2号関係)

特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体 構 成 員 表

1 構成員の入札参加資格要件

	名 称		
特定建設工事共同企業体	所 在 地		
	代表者氏名		
	申 請 業 種		
区 分	代 表 構 成 員	その他の構成員(その1)	その他の構成員(その2)
構 成 員 の 商 号 又 は 名 称			
所 在 地			
代 表 者 氏 名			
出 資 比 率			
成年被後見人等に該当しない (地方自治法施行令第167条の4)			
指名停止期間中でない			

- 備考 1 「区分」欄については、公告に示された入札参加資格要件を記入すること。
2 入札参加資格要件として記載した内容を確認できる資料を添付すること。

2 同種工事の施工実績

商号又は名称

工 事 の 種 類			
工 事 名 等	工 事 名		
	発 注 者 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期		
	受 注 形 態		
工 事 概 要	構 造 形 式、 規 模 ・ 寸 法 等		

備考 施工実績として記載した工事に係る契約書の写し等を添付すること。

3 主任(監理)技術者等の資格・工事経験

配置予定者の氏名		
発注工種従事年数		
法令による 資格・免許		
工事 経験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	

備考 技術者の資格を明らかにするもの(合格者証等)の写しを添付すること。

第2号様式(第11条第1項第3号・第2項第3号関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 双葉町発注に係る〇〇建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自

所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

第3号様式(第21条関係)

〇〇経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続時期は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持

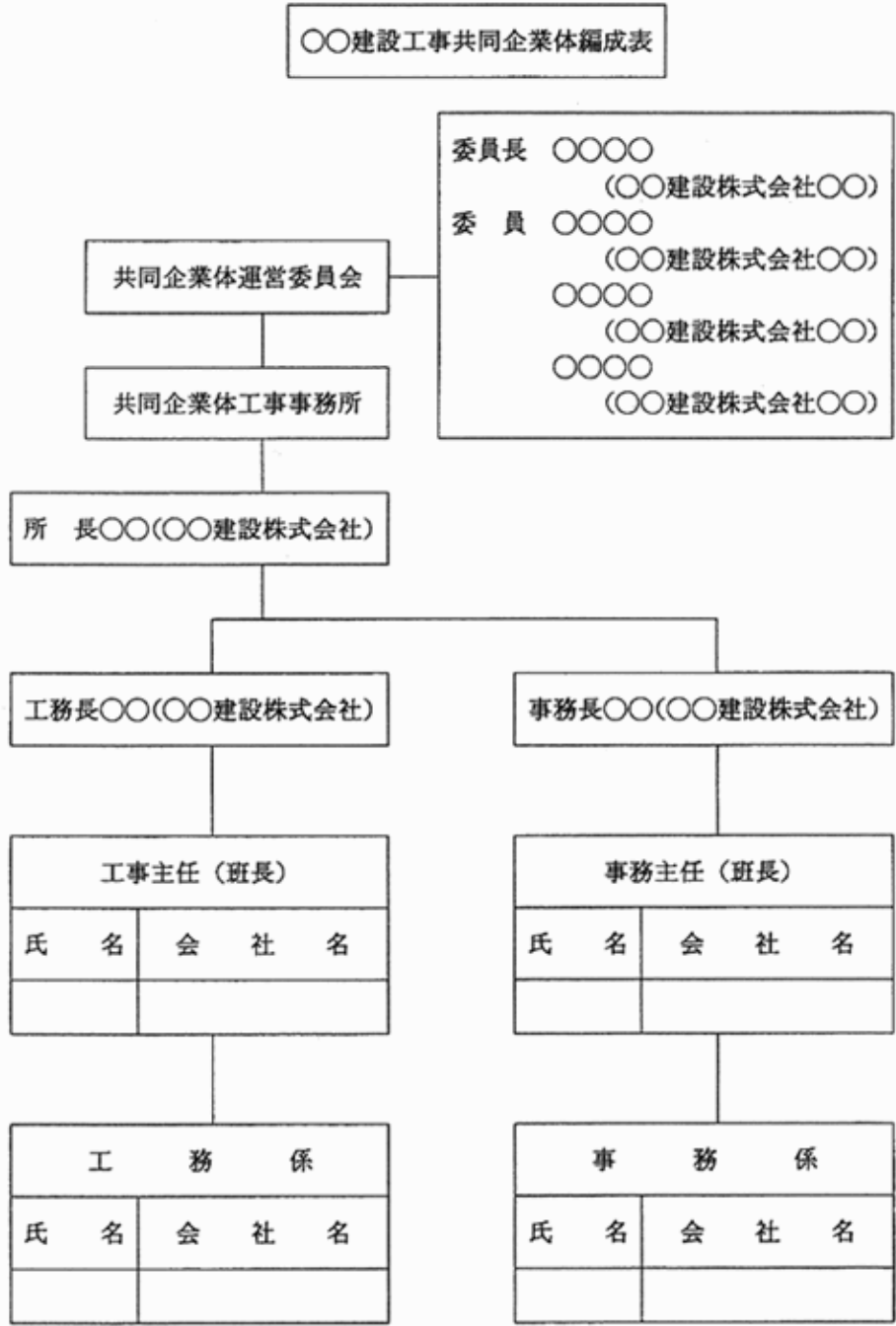
するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

第4号様式(第23条第1項関係)



第5号様式(第23条第2項関係)

〇〇経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書

双葉町発注に係る下記工事について、〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

第6号様式(第24条第2項関係)

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、〇〇共同企業体の構成員である〇〇が、 年 月 日〇〇〇
〇〇により、同構成員から脱退いたしました。工事施工の必要から新たに〇〇を加入
させることにいたしましたのでご承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称
代表者 (構成員)



双葉町長 様

(添付書類)

- 1 〇〇共同企業体変更協定書(写)
- 2 新たな者の加入を残存構成員全員が承認した旨の書面

第 1 号様式（第 1 1 条第 1 項第 2 号・第 2 項第 2 号関係）

第 2 号様式（第 1 1 条第 1 項第 3 号・第 2 項第 3 号関係）

第 3 号様式（第 2 1 条関係）

第 4 号様式（第 2 3 条第 1 項関係）

第 5 号様式（第 2 3 条第 2 項関係）

第 6 号様式（第 2 4 条第 2 項関係）